

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十七号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち契約書記載の工事の施工に要する費用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の建設工事執行規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。